環境社会配慮

● 環境社会配慮ガイドライン

社会・経済の開発を支援するための事業であっても、 大気や水、土壌、生態系など自然への望ましくない影響 や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害と いった社会への影響を及ぼす可能性があります。

持続可能な開発を実現するためには、開発事業が環境 や地域社会に与える影響を見極め、それらを回避あるい は最小化するために必要なコストを事業に組み入れる必 要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な 費用を開発コストに内部化させる取り組みが「環境社会 配慮」です。そして、環境社会配慮に必要なJICAの責務と 手続き、相手国等に求める要件を示した指針が「環境社 会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)です。JICA は、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮し つつ事業を実施しています。

なお、ガイドラインは、JICAウェブサイト [→ https://www.jica.go.jp/environment/index.html] で閲覧・ダウンロードでき、その英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」などの資料もご覧いただけます*。

● ガイドラインに基づく環境社会配慮

JICAは、環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提としてプロジェクトを行っています。相手国等の開発目的に資するプロジェクトにおいて、環境や社会に与える望ましくない影響を回避または最小化し、相手国等による適切な環境社会配慮が実施されるように支援し、確認しています。ガイドラインに基づいてJICAが行っている取り組みには、以下のものが含まれます。

1. 環境社会配慮の支援

JICAは、相手国等が適切な環境社会配慮を実現できるようにさまざまな支援をしています。例えば、プロジェクトの形成段階では、「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」などの枠組みのなかで、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。また、研修事業や技術協力によって、相手国等の能力強化も支援しています。

さらに日本側の支援体制強化のために、コンサルタントなどを対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社

環境カテゴリ分類

カテゴ

環境や社会に、重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるプロジェクト。具体的には、大規模なエネルギー開発やインフラ整備など影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、大規模な住民移転や森林伐採など、影響を及ぼしやすい活動を含むプロジェクト、そして、自然保護区や先住民族の生活区域など影響を受けやすい地域で行われるプロジェクトが含まれる

カテゴリ B 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAと比べて小さいと考えられるプロジェクト

カテゴリ C 環境や社会への望ましくない影響が、最小限、または ほとんどないと考えられるプロジェクト

カテゴリ **FI** JICAの融資等が金融仲介者(Financial Intermediary)等に対して行われ、JICAの融資承諾後に金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

会配慮に関する情報収集、世界銀行やアジア開発銀行の 環境社会配慮担当者との協議や情報交換も行っています。

2. 環境社会配慮の確認

JICAは、プロジェクトの形成、実施是非の検討、実施、そして事業完了後の各段階で、相手国等による環境社会配慮について確認しています。その手続きは、主として、環境や社会への影響の度合いに応じてプロジェクトを4つのカテゴリのいずれかに分類する「スクリーニング」と、プロジェクト実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、プロジェクトの実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。

スクリーニングでは、相手国等から提供される情報に基づき、環境や社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じてA(重大な影響を及ぼす可能性がある)、B(影響はAより小さい)、C(影響は最小限かほとんどない)、FI(JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない)の4つのカテゴリにプロジェクトを分類します。その後、各カテゴリに合った環境社会配慮の手続きを実施します。

環境レビューの手続きでは、相手国等が作成する環境社

[※] 現行のガイドラインは、2010年7月以降に要請のあったプロジェクトに適用されています。2010年6月以前に要請されたプロジェクトについては、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)」または「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月)」が適用されます。

会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメントなどの報告書に基づき、予想される環境や社会に対する影響や相手国等による対応状況を確認します。

特にカテゴリAのプロジェクトについては、相手国等から提出された環境アセスメント報告書などに基づき、プロジェクトがもたらす可能性のある正や負の影響について確認します。負の影響については、これを回避、最小化、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価します。環境改善を図るためのさらなる方策があれば、それらも含め評価します。

また、環境レビューに先立ち、環境アセスメント報告書などをJICAウェブサイトで公開するといった透明性の確保にも努めています。

環境社会配慮のモニタリングは、相手国等によって実施されます。JICAは、カテゴリA、B、FIのプロジェクトについて、一定期間、重要な環境影響項目に関して相手国等によるモニタリングの結果を確認します。また、モニタリング中に事態の改善が必要であると判断した場合には、相手国等に適切な対応を促すとともに、必要に

環境社会配慮確認の手続き プロジェクト検討開始 スクリーニング 環境カテゴリ分類 ウェブサイトで カテゴリ分類結果 C Α В FI を公開 協力準備調査 肋量 委員会 (必要に応じ実施) ウェブサイトで 協力準備調査、 環境社会配慮文書 を公開 助言 環境レビュー 委員会 ウェブサイトで 環境レビュー結果 を公開 合意文書締結 相手国等で一般に 助言 公開されている モニタリング モニタリング結果を 委員会 ウェブサイトで公開 応じた支援を行います。現行のガイドラインが施行されて6年以上が経過し、実施段階に移行した案件が増えてきていることを受けて、2015年度から開始したモニタリング調査を継続するとともに、モニタリングの確認体制を強化することにも注力しています。

3. 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。また、必要に応じて、臨時委員を任命しています。

2016年度は、委員全員が参集する「全体会合」を11回 開催したほか、全体会合で任命された委員が個々の助言 対象案件について検討する「ワーキンググループ会合」を 24回実施し、計20案件について環境社会配慮の支援・ 確認に関する助言を得ました。

環境社会配慮助言委員会の委員名簿や全体会合などの 議事録は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」の なかの「環境社会配慮助言委員会」で公開しています[◆

JICA事業のスクリーニング実績と環境カテゴリの割合の推移

有償資金協力

		カテゴリ C 8 % 一		
2014年度	カテゴリ A 34 %	カテゴリ B 43 %	カテゴリ FI 15%	
(74件)	34%	45%	15%	
カテゴリ Fl 12 % ⁻				
2015年度	カテゴリA	カテゴリ B	カテゴリC	
(68件)	32%	37%	19%	
			カテゴリ FI 8 % 🗆	
2016年度	カテゴリA	カテゴリB	カテゴリC	
(62件)	27%	44%	21%	

無償資金協力

	┌ カテゴリ A 2 %	カテゴリ FI 0 %ー	
2014年度	カテゴリ B	カテゴリ C	
(65件)	35%	63%	
	−カテゴリA 0%	カテゴリ FI 0 %―	
2015年度	カテゴリ B	カテゴリ C	
(68件)	41%	59%	
_			
	─カテゴリA 2%	カテゴリ FI 0 %一	
2016年度	カテゴリB	カテゴリ C	
(55件)	31%	67%	

技術協力等

├ カテゴリ A	1%	カテゴリ FI 0 %―		
カテゴリ B 19%	カテゴリ 80 %	С		
_カテゴリ A	1%	カテゴリ FI 0 %		
カテゴリ B 18%	カテゴリ (82 %	C		
カテゴリ B 17 %	カテゴリ (82 %	C		
	カテゴリ B 19% カテゴリ A カテゴリ B 18% カテゴリ A カテゴリ B 18%	19% 80%		

※ 技術協力等には、中小企業海外展開支援事業(案件化調査、普及・実証事業)などを含みます。件数はJICA審査部が審査・スクリーニングを行った要請の数であり、年度内にJICAが採択・承諾した案件の数とは一致しない場合があります。四捨五入の関係上、総数が100%にならない場合もあります。

https://www.jica.go.jp/environment/advice/index.html].

4. 異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。異議申立手続は、JICAが自ら定めたガイドラインの不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受ける恐れのある被援助国の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、JICAの事業担当部局から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。 異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICA理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由とした問題や紛争が確認された場合には、当事者である申立人と相手国政府との対話の促進を図ります。

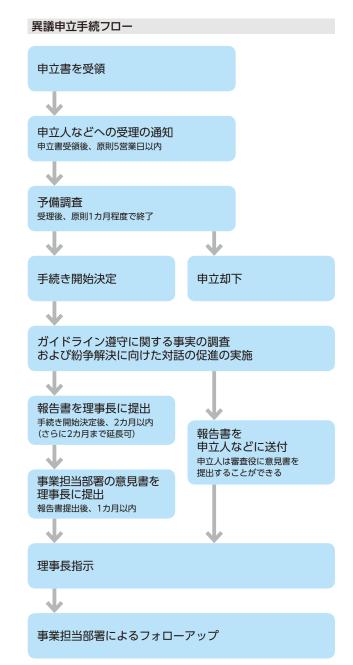
異議申立てに関する手続きや年度ごとの報告は、JICA ウェブサイトの「環境への取り組み」 [→ https://www.jica.go.jp/environment/index.html] のなかの「異議申し立て制度」 (和文) と、「Environmental and Social Considerations」 [→ https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/index.html] のなかの「Objection Procedures」 (英文) で公開しています。2016年度は異議の申立てはありませんでした。

5. 情報公開

JICAは、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、さまざまな情報の公開に努めています。プロジェクトの環境社会配慮についての情報公開は、相手国等が主体的に行うことが原則ですが、JICAも、環境社会配慮に関する重要な情報を協力事業の主要な段階で、ガイドラインに則った適切な方法で公開しています。例えばカテゴリAのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書をJICAウェブサイトで公開しています。また、大規模な非自発的住民移転を含むプロジェクトについては、住民移転計画を公開しています。そのほか環境社会配慮助言委員会の結果や、異議申立手続に関する情報をウェブサイトで公開しています。詳しくは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」 [→ https://www.jica.go.jp/environment/index.html]をご覧ください。

6. 国際開発機関の制度との調和

ガイドラインでは、JICA事業の環境社会配慮について、世界銀行のセーフガード・ポリシー(世界銀行が借



入人に遵守を求める環境社会配慮の要件を示した業務政策)から大きな乖離がないことを確認することとしています。また、適切と認める場合には、ほかの国際金融機関が定めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティス(優れた取り組み)を参照することと定めています。

そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行などの国際援助機関と緊密に連携し、協調案件については合同で環境社会配慮の調査・確認などを行い、調和を図っています。また、環境社会配慮に関する国際会議などにも参加して世界的な動向を把握するとともに、JICAの取り組みを発信して、より良い環境社会配慮の実現に貢献しています。